

# おくやみコーナーのご案内

身近な方が亡くなられた後の市役所における手続きの総合窓口です。

必要な手続きのご案内から、申請書の作成サポート・書類の受付までをワンストップで行い、ご遺族の方が少しでも負担なくお手続きができるよう支援します。

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用対象者                | 死亡時に武蔵村山市に住民登録されていた方のご遺族                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 予約方法<br><b>原則予約制</b> | <p>① <b>パソコン・スマートフォン</b> (24時間受付)</p> <p>スマート申請システム(下記QRコード)の「申請できる手続き一覧」の「個人向け手続き」の「おくやみコーナー窓口予約」から予約してください。</p> <hr/> <p>② <b>電話</b> (午前8時30分～午後5時：土、日、祝日及び年末年始を除く)</p> <p>042-565-1111 (内線 107)</p> <hr/> <p><u>死亡届の届出から3日(武蔵村山市以外へ届け出た場合は2週間)経過後から来庁する3開庁日前までに予約してください。</u></p> |
| 予約可能枠                | <p>① 午前9時30分～午前11時</p> <p>② 午後1時～午後2時30分</p> <p>③ 午後3時～午後4時30分</p> <p>(各回1組/土、日、祝日及び年末年始を除く)</p>                                                                                                                                                                                    |
| 受付場所                 | <p>市役所1階南側<br/>総合案内横(市政情報コーナー内)</p>                                                                                                                                                                                                                                                 |



## スマート申請システムをご利用ください

武蔵村山市スマート申請システム

検索

➤ ご利用にあたっては利用者の登録 **新規登録** が必要です(手続き判定ナビを除く)。

- おくやみコーナー窓口予約・・・おくやみコーナーの予約ができます。
- おくやみ事前申請・・・手続きに必要な情報(亡くなられた方の氏名など)を来庁前に申請(入力)いただくことにより、おくやみコーナーでの手続きがよりスムーズに行えます。
- 手続き判定ナビ・・・簡単な質問に答えるだけで必要な手続きと持ち物が確認できます。



- おくやみコーナーで受付できない手続きについては、各担当窓口をご案内します。
- おくやみコーナーの利用状況によっては、お待ちいただく場合があります。
- おくやみコーナーを利用することなく、直接、各担当窓口で手続きをしていただくことも可能です。この場合、複数の課での手続きになりますので、時間に余裕を持ってお越しください。
- 各手続きの持ち物については、市民課で配布している**おくやみハンドブック**でもご確認いただけます。

# 死亡届の届出からおくやみコーナーご利用までの流れ



## 各手続に必要なとなる主な持ち物

詳細な持ち物については、スマート申請システムの「手続き判定ナビ」又はおくやみハンドブックでご確認ください。

## ご遺族のもの

- ☐ **お越しいただく方の本人確認書類**
    - ・写真付きのもの（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート又は身体障害者手帳など）
    - ・写真付きのものがない場合（健康保険資格確認書、介護保険被保険者証又は年金手帳などから2点）
  - ☐ **預貯金通帳（相続人代表者・喪主 ※ どちらも同一の方であれば、1冊で結構です。）**
    - ・喪主については、亡くなられた方が国民健康保険、後期高齢者医療加入者の場合のみ必要です。
  - ☐ **税金の引落とし等の口座を変更する場合は、新たに引落としする口座の預貯金通帳、届出印及びキャッシュカード**
  - ☐ **葬儀費用の領収書 又は 会葬礼状**
    - ・亡くなられた方が国民健康保険、後期高齢者医療加入者の場合のみ必要です。
  - ☐ **相続人の方全員の氏名及び住所を記載したメモ**
    - ・亡くなられた方が市税（市都民税、固定資産税など）を納めていた場合のみ必要です。
- ※ 手続する方が相続人でない場合、手続によっては委任状が必要です（委任状の参考例はおくやみハンドブック又は市ホームページに掲載（ダウンロード可）しておりますので、ご参照ください。）。

## 亡くなられた方のもの

- ☐ **印鑑登録証（カード）**
  - ☐ **国民健康保険資格確認書（被保険者証）、後期高齢者医療資格確認書（被保険者証）、各種認定証（いずれも交付されている方のみ）**
  - ☐ **介護保険被保険者証、各種認定証（各種認定証は交付されている方のみ）**
  - ☐ **身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（愛の手帳）、自立支援医療受給者証（いずれも交付されている方のみ）**
  - ☐ **その他、武蔵村山市から交付された証書類**
- ※ 上記のものが揃えられない場合であっても、お手続は可能です。後日見付けられた場合は、適切に処分していただくか、おくやみコーナー又は担当窓口へ返還してください。